

令和2年11月6日

組合員・利用者の皆さまへ

セレサ川崎農業協同組合
代表理事組合長 原 修一

不祥事件の発生とお詫びについて

このたび、当組合におきまして下記の不祥事件が発生いたしました。

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要項目の一つとして、さまざまな事業活動・取り組みを行ってまいりましたが、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省いたしますとともに、被害に遭われたお客さまをはじめ、組合員・利用者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けすることとなり、心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

発覚の経緯	お客さまからの問い合わせを受け調査した結果、令和2年8月28日に不祥事件が判明いたしました。
事件の内容 (現時点で判明している事実)	令和元年6月14日から令和2年8月27日までの間、当組合の職員がお客さまに巧妙に働き掛け、普通貯金口座からの定期貯金開設処理を通じた現金の着服および一時的な現金の流用などの不正を行い、自身の借金返済等に充当していました。 判明している被害金額は、累計2,010万円(実被害額990万円)で、被害に遭われたお客さまに対しましては、当組合が当事者に代わって弁済を済ませ、正常なお取引に還元させていただいております。 なお、被害金については、当事者を通じ全額弁済を受けました。

2. 被害に遭われたお客さまへの対応

被害に遭われたお客さまには、現時点で判明している事実関係を説明の上、深くお詫び申しあげました。

なお、当該お客さま以外の被害は、確認されておりません。

3. 関係機関への報告

事件発覚後、速やかに監督官庁ならびに関係機関に報告を行いました。

また、警察にも相談をいたしました。

4. 当組合の対応

当組合では事態を厳粛に受け止め、常勤役員および幹部職員等による不祥事対応対策本部を立ち上げ、内部調査を実施いたしました。

理事会においては、再発防止策を策定するとともに、再発防止策の着実な実践を進めております。加えて、組合員・利用者の皆さまに当該事案を公表いたします。

なお、当事者については、令和2年10月19日付で懲戒解雇処分とし、関係職員の処分についても、当組合の就業規則に基づき、厳正に実施いたしました。

また、役員の実任については、弁護士などの第三者を交えた役員責任調査委員会を設置し、審議結果を踏まえて責任の明確化と処分の決定を予定しております。

このたびの不祥事件の発生を役員一同深く反省するとともに、今後は再発防止に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化とコンプライアンス意識のさらなる向上を図り、信頼の回復に全力で取り組んでまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
セレサ川崎農業協同組合 総合リスク管理室
(フリーダイヤル) 0120-732-771
受付時間 平日 9:00-17:00